瓜破斎場で使用する都市ガス仕様書

1　趣旨

本仕様書は、瓜破斎場で使用する都市ガス供給について定めたものである。

2　概要

（1）需要施設

施設名称：瓜破斎場

所 在 地：大阪市平野区瓜破東４丁目４番 146 号

（2）供給期間（履行期間）

令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日まで（２年間）

（3）供給する都市ガス仕様

種　　類：都市ガス 13A

供給熱量：標準熱量 45MJ/㎥(N)

供給圧力：中圧Ｂ

（4）使用条件

（ア）契約年間予定使用量

・令和９年４月～令和 10 年３月：1,138,000 ㎥

・令和 10 年４月～令和 11 年３月：1,144,000 ㎥

（参考）２年間の総計：2,282,000 ㎥

契約年間予定使用量とは、供給期間のうち、別紙予定月別使用量のガス使用量（月別）に掲げる令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで、及び令和 10 年４月１日から令和 11 年３月 31 日までの各１年間（以下「供給期間の各１年間」という。」）の合計量をいう。

（イ）契約年間引取量

・令和９年４月～令和 10 年３月：796,600 ㎥

・令和 10 年４月～令和 11 年３月：800,800 ㎥

契約年間引取量とは、発注者が供給期間の各１年間に引き取らなければならないガス量をいう。

（ウ）契約年間最高使用量

・令和９年４月～令和 10 年３月：1,479,400 ㎥

・令和 10 年４月～令和 11 年３月：1,487,200 ㎥

契約年間最高使用量とは、供給期間の各１年間におけるガス使用量の上限をいう。

（エ）契約最大使用量：870 ㎥/h

契約最大使用量とは、供給期間における１時間当たりの最大ガス使用量をいう。

（オ）契約最大需要期使用量

・令和９年 12 月～令和 10 年３月：409,000 ㎥

・令和 10 年 12 月～令和 11 年３月：411,000 ㎥

契約最大需要期使用量とは、本供給期間の各１年間のうち 12 月から翌３月まで（４か月間）における合計ガス使用量をいう。

３　ガス料金の算定基準

入札時原料費料金単価の算定にあたっては、令和７年 10 月から令和８年９月の財務省貿易統計の平均値を基準とし、毎月のガス料金の算出の際に、下記４の原料費調整を行う事業者にあっては、当該入札時原料費単価は、入札時点における原料費調整を行った価格とする。

４　ガス料金原料費調整

（１）受注者は、毎月のガス料金を算定するにあたり、入札時の原料費に変動が生じた場合は、供給条件（契約書第１条の２に規定する供給条件をいう。以下同じ。）に定めるところにより、原料費料金単価の調整を行い、ガス料金を算定することができる。

（２）原料費料金単価の調整を行う場合、（１）の原料費料金単価の調整は２か月ごとに行うものとし、受注者は、ガス料金の請求時に原料費料金単価算出の根拠資料を提出するものとする。

（３）供給期間中における原料費調整を行うにあたって、（１）～（２）の規定によりがたい場合、発注者と受注者は、別途協議のうえ、取扱いを決定する。

５　契約最大需要期使用量の超過

本供給期間の各１年間のうち 12 月から翌３月まで（４か月間）における実績使用量が契約最大需要期使用量の 105 パーセントを超過した場合、受注者は発注者に対し、供給条件により算定した精算額を請求することができる。

６　ガス料金の算定

ガス料金は、供給期間中における１か月（前月の検針日から当月の検針日までの期間をいう。）ごとのガス実績使用量により算定する。

７　ガスの安定供給

受注者は、ガスの安定供給を図らねばならない。ただし、以下の場合、ガスの供給を中止し、又はガスの使用を制限し、若しくは中止を申し出ることができる。

（１）ガスの需給ひっ迫等やむを得ない場合。

（２）一般ガス導管事業者の保安責任範囲の設備に故障が生じ、又は生じるおそれがある場合。

（３）一般ガス導管事業者の保安責任範囲の設備の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合。

（４）天災地変等の場合。

（５）その他保安上必要がある場合。

８　ガス使用量の測定方法

（１）一般ガス導管事業者が設置した計量器（取引用ガスメーター）により毎月検針を行うものとする。

（２）検針日については、原則として毎月月末とする。ただし、月末日が受注者の休日にあたる場合は、当該末日からその直前の休日でない日までの間に繰り上げて検針することもできるものとする。

９　ガス供給設備の財産分界点

敷地境界線とする。

10　保安業務

受注者は、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）の定めるところにより、ガスの使用に伴う危険発生防止に必要な事項を周知するほか、供給するガスに係る消費機器を調査する義務を負うものとする。

11　緊急時の対応

受注者は、緊急対応が発生した際は、臨時供給体制の確保等、一般ガス導管事業者と連携して迅速かつ適切に対応すること。

12　その他

（１）入札書に記載する金額（入札金額）には、この契約におけるガスの供給に必要な費用を全て含めるとともに、当該金額の算定根拠となった単価を記載すること。なお、契約締結時（契約書作成時）には、当該入札書に記載した単価を契約書別紙１「ガス料金内訳書」に記載し、単価の算定根拠資料を提出すること。

（２）応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約締結後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。

別紙

予定月別使用量

月別	ガス使用量（月別）	１時間当たりの最大ガス使用量
令和９年４月	89,000 ㎥	870 ㎥/h
令和９年５月	88,000 ㎥	870 ㎥/h
令和９年６月	89,000 ㎥	870 ㎥/h
令和９年７月	97,000 ㎥	870 ㎥/h
令和９年８月	98,000 ㎥	870 ㎥/h
令和９年９月	92,000 ㎥	870 ㎥/h
令和９年 10 月	89,000 ㎥	870 ㎥/h
令和９年 11 月	87,000 ㎥	870 ㎥/h
令和９年 12 月	99,000 ㎥	870 ㎥/h
令和 10 年１月	106,000 ㎥	870 ㎥/h
令和 10 年２月	100,000 ㎥	870 ㎥/h
令和 10 年３月	104,000 ㎥	870 ㎥/h
合計	1,138,000 ㎥	―

別紙

予定月別使用量

令和 10 年４月	90,000 ㎥	870 ㎥/h
令和 10 年５月	89,000 ㎥	870 ㎥/h
令和 10 年６月	90,000 ㎥	870 ㎥/h
令和 10 年７月	98,000 ㎥	870 ㎥/h
令和 10 年８月	98,000 ㎥	870 ㎥/h
令和 10 年９月	92,000 ㎥	870 ㎥/h
令和 10 年 10 月	89,000 ㎥	870 ㎥/h
令和 10 年 11 月	87,000 ㎥	870 ㎥/h
令和 10 年 12 月	99,000 ㎥	870 ㎥/h
令和 11 年１月	107,000 ㎥	870 ㎥/h
令和 11 年２月	101,000 ㎥	870 ㎥/h
令和 11 年３月	104,000 ㎥	870 ㎥/h
合計	1,144,000 ㎥	―

環境局・共通

コンプライアンスに係る特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　受注者及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、本契約について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（環境局総務部総務課）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（環境局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（不当要求の取扱い）

第６条　発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（環境局総務部総務課）に報告しなければならない。

※環境局総務部総務課（連絡先：０６－６６３０－３１１３）

（発注者：大阪市　受注者：請負者又は受託者）

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
  ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。